

無線利用型IP電話サービス契約約款

令和4年7月1日

ソフトバンク株式会社

無線利用型IP電話サービス契約約款

平成 29 年 7 月MKS1707030002210001

施行 平成 29 年 7 月 5 日

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この無線利用型IP電話サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより無線利用型IP電話サービス（商品名：おうちのでんわ）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、無線利用型IP電話サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものに限ります。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に規定する変更を行う場合、当社ホームページに掲示する方法、郵送等又は当社が適当であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|--------------------|--|
| 1 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 |
| 2 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること |
| 3 音声通信 | 音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信 |
| 4 無線利用型IP電話網 | 主として音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。） |
| 5 無線利用型IP電話サービス | 無線利用型IP電話網を使用して行う電気通信サービス |
| 6 無線利用型IP電話サービス取扱所 | 無線利用型IP電話サービスに関する業務を行う当社の事業所 |
| 7 無線利用型IP電話契約 | 当社から無線利用型IP電話サービスの提供を受けるための契約 |
| 8 無線利用型IP電話契約者 | 当社と無線利用型IP電話契約を締結している者 |
| 9 相互接続点 | 当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点 |
| 10 協定事業者 | 当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者 |
| 11 契約者回線等 | 協定事業者又は当社が、協定事業者又は当社の電気通信サービスに係る契約者との契約に基づき、協定事業者又は当社の取扱所交換設備と契約者が指定した場所との間に設置した電気通信回線（この約款に規定するものを除きます。） |
| 12 第1種音声通信番号 | 電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号。以下同じとします。）に規定する固定電話番号 |
| 13 第2種音声通信番号 | 電気通信番号規則に規定する音声伝送携帯電話番号 |
| 14 音声通信番号 | 第1種音声通信番号又は第2種音声通信番号 |

| | |
|-------------|---|
| 15 移動体電話設備 | 当社又は協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則に規定する音声伝送携帯電話番号により識別されるもの |
| 16 端末設備 | 無線利用回線の終端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの |
| 17 指定端末設備 | 無線利用型 I P 電話契約に基づいて使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置 |
| 18 無線基地局設備 | 指定端末設備との間で電波を送り又は受けるための当社の電気通信設備 |
| 19 無線利用回線 | 当社が、無線利用型 I P 電話契約に基づいて、無線基地局設備と指定端末設備との間に設置する電気通信回線 |
| 20 自営端末設備 | 無線利用型 I P 電話契約者が設置する端末設備 |
| 21 自営電気通信設備 | 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの |
| 22 技術基準等 | 端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び端末設備等の接続の技術的条件 |
| 23 USIM | 第 2 種音声通信番号その他の情報の小型記憶装置であって、当社が無線利用型 I P 電話サービスの提供にあたって無線利用型 I P 電話契約者に貸与し、その無線利用回線に接続する端末設備を特定するために使用するもの |
| 24 消費税相当額 | 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |

（音声通信以外の通信の取扱い）

第4条 当社は、無線利用型 I P 電話サービスを利用して行う音声通信以外の通信は、これを音声通信とみなして取り扱います。

第2章 無線利用型IP電話サービスの提供範囲

（無線利用型IP電話サービスの提供区間）

第5条 当社が提供する無線利用型 I P 電話サービスの提供区間は、別記 1 に定めるとおりとします。

（営業区域）

第6条 無線利用型 I P 電話サービスの営業区域は、当社が別に定めるところによります。

（外国における取扱制限）

第7条 外国における無線利用型 I P 電話サービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第3章 契約

（契約の単位）

第8条 当社は、1の無線利用回線ごとに1の無線利用型 I P 電話契約を締結します。この場合、無線利用型 I P 電話契約者は、1の無線利用型 I P 電話契約につき1人に限ります。

（無線利用型IP電話契約申込を行うことができる者の条件）

第9条 無線利用型 I P 電話契約の申込みを行うことができる者は、個人に限ります。

（無線利用型IP電話契約申込の方法）

第 10 条 無線利用型 I P 電話契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を無線利用型 I P 電話サービス取扱所に提出していただきます。

2 前項の場合において、無線利用型 I P 電話契約の申込者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。

(無線利用型IP電話契約申込の承諾)

第11条 当社は、無線利用型IP電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その無線利用型IP電話契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 第10条(無線利用型IP電話契約申込の方法)の規定により届出のあった申込者の住所が営業区域外であるとき。
 - (2) 無線利用型IP電話契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
 - (3) 申込者が、無線利用型IP電話サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) 申込者と当社との間で締結している無線利用型IP電話契約の数が、当社が別に定める数を超えることとなるとき。
 - (5) 第10条(無線利用型IP電話契約申込の方法)に規定する契約申込書の提出若しくは契約申込書の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものの提出がなかったとき、又はそれらに虚偽若しくは事実と反する記載があることが判明したとき。
 - (6) 申込者について、当社が別に定める方法により、契約者情報(氏名、住所、生年月日等の契約者等を特定する情報をいいます。以下同じとします。)の確認を行うことができないとき。
 - (7) 申込者が、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。)に違反したことがあるとき。
 - (8) 申込者が、第55条(利用に係る無線利用型IP電話契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において、利用に係る契約者の義務の規定に現に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき。
 - (9) 無線利用型IP電話サービスを用いた犯罪行為を防止するために当社が無線利用型IP電話契約の申込みを承諾しない必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその無線利用型IP電話契約の申込みを承諾しない要請があったとき。
 - (10) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第12条 削除

(音声通信番号の付与等)

第13条 当社は、無線利用型IP電話契約者に、1の無線利用回線ごとにそれぞれ1の第1種音声通信番号及び第2種音声通信番号を付与します。

- 2 当社は、無線利用型IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により音声通信番号を変更しようとするときは、そのことをあらかじめ無線利用型IP電話契約者にお知らせします。
- 4 当社は、前3項の規定によるほか、第25条(USIMの変更)の規定によりUSIMを変更する場合又は第50条(修理又は復旧の順位)の規定により電気通信設備を修理若しくは復旧する場合は、音声通信番号を変更することがあります。

(音声通信番号の変更)

第14条 無線利用型IP電話契約者は、迷惑通信(いたづら、いやがらせその他これに類する音声通信であって、その契約者が迷惑であると認めるものをいいます。)又は間違い通信(利用している第1種音声通信番号に対して、反復継続して誤って接続されるものをいいます。以下同じとします。)を防止するために、第1種音声通信番号の変更の請求を行うことができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、無線利用型IP電話サービスに関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときを除き、その請求を承諾します。
- 3 無線利用型IP電話契約者は、第2種音声通信番号の変更を請求することはできません。

(無線利用回線の移転)

第15条 無線利用型IP電話契約者は、無線利用回線の移転の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第11条(無線利用型IP電話契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(変更等の通知)

第16条 無線利用型IP電話契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、無線利用型IP電話サービス取扱所に通知していただきます。

- (1) 無線利用型 I P 電話契約者の住所の変更
 - (2) 無線利用型 I P 電話契約者の氏名の変更
 - 2 当社は、前項の通知の内容が第 11 条（無線利用型 I P 電話契約申込の承諾）第 2 項に該当するときは、第 19 条（無線利用型 I P 電話契約者が行う無線利用型 I P 電話契約の解除）の解除の通知があったものとして取り扱います。
 - 3 無線利用型 I P 電話契約者の地位の承継を受けた相続人は、その旨を相続後速やかに、無線利用型 I P 電話サービス取扱所に通知していただきます。
 - 4 当社は、前項の通知があったときは、第 19 条（無線利用型 I P 電話契約者が行う無線利用型 I P 電話契約の解除）の解除の通知があったものとして取り扱います。
- (注) 当社は、第 1 項又は第 3 項の通知があったときは、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

(無線利用型 IP 電話サービスに係る利用限度額)

- 第 17 条** 当社は、無線利用型 I P 電話契約者が次のいずれかに該当する場合は、利用限度額（当該無線利用型 I P 電話契約者が当社に支払うべきその契約に係る無線利用型 I P 電話サービスの料金等の累積額（すでに当社に支払われた金額を除きます。）に係る限度額をいいます。以下同じとします。）を設定することがあります。
- (1) 過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者
 - (2) 無線利用型 I P 電話サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者
- 2 前項の規定に基づいて利用限度額を設定した場合、当社は無線利用型 I P 電話契約者にその利用限度額を通知します。
 - 3 利用限度額は、当社が別に定める額とします。
 - 4 当社は、無線利用型 I P 電話サービスの料金等の累計額が利用限度額を超えたときは、その無線利用型 I P 電話契約に係る無線利用型 I P 電話サービスの提供を行わないことがあります。
この場合、当社は、あらかじめそのことを通知します。
 - 5 第 2 項及び第 4 項に定める通知を行う場合、当社は、無線利用型 I P 電話契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
 - 6 無線利用型 I P 電話契約者は、第 1 項により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等について、第 39 条（月額料金の支払義務）から第 42 条（工事費の支払義務）に定める規定を免れないものとします。
 - 7 第 1 項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めるときは無線利用型 I P 電話契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。

(無線利用型 IP 電話契約に基づく権利の譲渡の禁止)

- 第 18 条** 無線利用型 I P 電話契約者が無線利用型 I P 電話契約に基づいて無線利用型 I P 電話サービスの提供を受ける権利は、譲渡することはできません。

(無線利用型 IP 電話契約者が行う無線利用型 IP 電話契約の解除)

- 第 19 条** 無線利用型 I P 電話契約者は、無線利用型 I P 電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ無線利用型 I P 電話サービス取扱所に書面により通知していただきます。
- (注) 当社は、無線利用型 I P 電話契約者から通知がないときは、第 57 条（協定事業者等からの通知）の通知により、通知があったものとみなすことがあります。

(当社が行う無線利用型 IP 電話契約の解除)

- 第 20 条** 当社は、次の場合には、その無線利用型 I P 電話契約を解除することがあります。
- (1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
 - (2) 第 28 条（利用停止）の規定により無線利用型 I P 電話サービスの利用を停止された無線利用型 I P 電話契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (3) 無線利用型 I P 電話契約者が第 28 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
 - (4) 当社が、無線利用型 I P 電話契約者について、破産又は民事再生の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
 - (5) 無線利用型 I P 電話契約者の死亡について第三者から当社に通知があり、当社がその事実を確認したとき。
 - (6) その無線利用型 I P 電話契約について、次のいずれかにより、当社が別に定める期間内に無線利用型 I P 電話サービスの提供を開始できないとき。

ア 第 10 条（無線利用型 I P 電話契約申込の方法）に規定する申込みが一般番号ポータビリティの利用の申出を伴う

ものである場合に、その申出内容が事実と反する等により当社が必要な情報を確認できないとき
イ 無線利用型 I P 電話契約者が指定端末設備を使用しないため当社が無線利用回線を設置できないとき
ウ 第 34 条（通信場所による制約）に規定する届出住所に指定端末設備が設置されていないとき
エ 指定端末設備の設置場所における電波状況が著しく悪いとき

- (7) 無線利用型 I P 電話契約の申込時に第 11 条（無線利用型 I P 電話契約申込の承諾）第 2 項第 9 号に定める事由に該当していたとき。
- 2 当社は、次の場合には、その無線利用型 I P 電話契約を解除します。
- (1) 無線利用型 I P 電話契約者が携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたとき。
- (2) 無線利用型 I P 電話契約について、携帯電話不正利用防止法第 11 条各号の規定のいずれかに該当すると当社が認めたとき。
- 3 当社は、前 2 項の規定により、その無線利用型 I P 電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ無線利用型 I P 電話契約者にそのことを通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

（無線利用型 I P 電話契約者の契約者確認）

- 第 21 条 当社は、第 55 条（利用に係る無線利用型 I P 電話契約者の義務）第 1 項第 8 号に違反するおそれがある場合等、当社が必要と認める場合又は携帯電話不正利用防止法第 9 条の規定に基づき、無線利用型 I P 電話契約者に対して、契約者確認（契約者情報を確認するための書類の提出を受け、契約者情報を届け出ていただくことをいいます。以下同じとします。）を行うことがあります。
- 2 当社は、前項の規定により無線利用型 I P 電話契約者の契約者確認を行うときは、その無線利用型 I P 電話契約者の住所にあてて書面を送付する方法により行います。

第 4 章 付加機能

（付加機能の提供）

- 第 22 条 当社は、無線利用型 I P 電話契約者から請求があったときは、その無線利用型 I P 電話契約について料金表により付加機能を提供します。

（付加機能の廃止）

- 第 23 条 当社は、次の場合には、付加機能を廃止します。
- (1) その付加機能の提供を受けている無線利用型 I P 電話契約者から廃止の申出があったとき。
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

第 5 章 USIM の貸与等

（USIM の貸与）

- 第 24 条 当社は、無線利用型 I P 電話契約者へ USIM を貸与します。この場合において、貸与する USIM は、1 の無線利用型 I P 電話契約につき 1 とし、当社が定めるものとします。

（USIM の変更）

- 第 25 条 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する USIM を変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを無線利用型 I P 電話契約者に通知します。

（USIM の返還）

- 第 26 条 USIM の貸与を受けている無線利用型 I P 電話契約者は、次のいずれかに該当する場合には、第 24 条（USIM の貸与）の規定に基づいて貸与している USIM を速やかに当社が指定する無線利用型 I P 電話サービス取扱所に返還していただきます。
- (1) その無線利用型 I P 電話契約の解除があったとき。
- (2) その他 USIM を利用しなくなったとき。

第6章 利用中止等

(利用中止)

第 27 条 当社は、次の場合には、無線利用型 I P 電話サービス又は付加機能の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 特定の無線利用回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第 31 条（通信利用の制限）の規定により、音声通信の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により無線利用型 I P 電話サービス又は付加機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことを無線利用型 I P 電話契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 28 条 当社は、無線利用型 I P 電話契約者が次のいずれかに該当する場合は、6 か月以内で当社が定める期間（第 11 号の規定に基づいて、警察機関からの要請を受けた場合、警察機関が定める期間とし、6 か月を超えることがあります。）、その無線利用型 I P 電話サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 第 55 条（利用に係る無線利用型 I P 電話契約者の義務）の規定に違反した又は当社と契約を締結している若しくは締結していた電気通信サービスの利用において利用に係る契約者の義務の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (2) 無線利用回線に別記 3 又は別記 7 の規定に違反して自営端末設備若しくは自営電気通信設備を接続したとき又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線若しくは当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (3) 別記 4 若しくは別記 8 の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を無線利用回線から取りはずさなかったとき。
 - (4) 別記 5 又は別記 6 の規定に違反したとき。
 - (5) 第 31 条（通信利用の制限）に規定する態様で国際通信を行ったとき。
 - (6) 第 17 条（無線利用型 I P 電話サービスに係る利用限度額）第 7 項に基づき、当社が無線利用型 I P 電話契約者本人であることを確認できないとき。
 - (7) 無線利用型 I P 電話契約の申込み又は氏名等の変更の届出の際に、その者の氏名又は住所に関し事実と反する申出を行ったことが判明したとき。
 - (8) 携帯電話不正利用防止法第 7 条第 1 項又は第 10 条の規定に違反したとき。
 - (9) 警察機関が無線利用型 I P 電話サービスを用いた犯罪行為を防止するために無線利用回線の利用を停止する必要があると判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその無線利用回線に係る無線利用型 I P 電話サービスの利用を停止する要請があったとき。
 - (10) 指定端末設備を使用しないため当社が無線利用回線を設置できなくなった場合であって、無線利用型 I P 電話サービスを継続して利用する無線利用型 I P 電話契約者の意思を当社が確認できないとき。
 - (11) 無線利用型 I P 電話サービスを用いた犯罪行為を防止するために無線利用型 I P 電話サービスの利用を停止する必要があると警察機関が判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその無線利用型 I P 電話サービスの利用を停止する要請があったとき。
- 2 当社は、無線利用型 I P 電話契約者が、無線利用型 I P 電話サービスに係る料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の無線利用型 I P 電話サービス若しくは他の電気通信サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときは、第 20 条（当社が行う無線利用型 I P 電話契約の解除）第 1 項第 1 号の催告にかえて、その料金その他の債務が支払われるまでの間、その無線利用型 I P 電話サービスの利用を停止することがあります。
- 3 当社は、携帯電話不正利用防止法第 9 条の規定に基づき、第 21 条（無線利用型 I P 電話契約者の契約者確認）に規定する契約者確認を行い、契約者確認ができないときは、契約者確認ができるまでの間、その無線利用型 I P 電話サービスの利用を停止することがあります。
- 4 当社は、前 3 項の規定によりその無線利用型 I P 電話サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を無線利用型 I P 電話契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合又は第 1 項第 9 号の規定により無線利用型 I P 電話サービスの利用停止を行うときは、この限りではありません。
- 5 第 1 項第 11 号の場合において、当社は、警察機関に対し当該無線利用型 I P 電話契約者に係る情報を提供することがあります。

第7章 音声通信

(音声通信の種類)

第29条 音声通信の種類は、料金表第1表第2（通信料金）に定めるところによります。

(音声通信の品質)

第30条 音声通信の品質については、その無線利用型 I P 電話サービスの利用形態等により変動する場合があります。

(通信利用の制限)

第31条 当社は、音声通信が著しくふくそうし、音声通信の全部を接続することができなくなったときは、次の措置を執ることがあります。

- (1) 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする音声通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする音声通信を優先的に取り扱うため、無線利用回線に係る音声通信について、次に掲げる機関に設置されている当社の電気通信回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる音声通信の利用を中止する措置（特定の相互接続点及び特定の地域の契約者回線等への音声通信を中止する措置を含みます。）

| 機 関 名 |
|-----------------------------------|
| 気象機関 |
| 水防機関 |
| 消防機関 |
| 災害救助機関 |
| 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。） |
| 防衛機関 |
| 輸送の確保に直接関係がある機関 |
| 通信の確保に直接関係がある機関 |
| 電力の供給の確保に直接関係がある機関 |
| ガスの供給の確保に直接関係がある機関 |
| 水道の供給の確保に直接関係がある機関 |
| 選挙管理機関 |
| 別記16に規定する基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 |
| 預貯金業務を行う金融機関 |
| 国又は地方公共団体の機関 |

- (2) 特定の相互接続点及び特定の地域の無線利用回線又は契約者回線等への音声通信を中止する措置

2 当社は、本邦外の特定の地域（その地域の一部である場合を含みます。）への音声通信が第三者によって不正に行われていると判断したときは、無線利用型 I P 電話契約者から限定通信機能の申込みがあったものとみなして取扱い、本邦外への音声通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

3 無線利用型 I P 電話契約者は、次に掲げる態様で、国際通信を行ってはなりません。

- (1) 本邦を経由して外国相互間で行われる他人の国際通信を本邦内の端末設備等において、業として内容を変更することなく媒介すること。
- (2) 当社の電気通信回線設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のコールバックサービス（本邦から発信する国際通信を外国から発信する形態に振り替えることによって国際通信を可能とする形態の電気通信サービスを行います。以下同じとします。）を利用し又は他人に利用させること。

| 方式の別 | 概 要 |
|---------------|---|
| ポーリング方式 | 外国側から本邦宛に継続して国際通信の請求が行われ、無線利用型 I P 電話契約者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式 |
| アンサーサプレッション方式 | その提供に際し、当社が国際通信に係る無線利用型 I P 電話サービスの通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式 |

(通信の切断)

第32条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、通信を切断することがあります。

- (1) 通信中に電波状況が著しく悪化した等、通信の継続が技術上著しく困難なとき。
- (2) 通信が連続して長時間に及ぶ等、その他の通信に影響を及ぼすと当社が判断したとき。

(通信時間等の制限)

第 33 条 前 2 条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の無線利用回線若しくは契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

(通信場所による制約)

第 34 条 無線利用型 I P 電話サービスに係る通信は、その指定端末設備が第 10 条（無線利用型 I P 電話契約申込の方法）、第 15 条（無線利用回線の移転）又は第 16 条（変更等の通知）の規定に基づき無線利用型 I P 電話契約者から届出のあった住所において使用されている場合に限り、行うことができます。

ただし、その住所にあっても電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(電気通信番号の利用に係る制約)

第 35 条 当社は、別に定める電気通信番号を利用して行う音声通信については提供しないものとします。

(注) 別に定める電気通信番号は、次のとおりとします。

- ア 電気通信番号規則に規定する事業者設備識別番号（当社が別に定めるものを除きます。）
- イ その他当社が別に定める電気通信番号

(発信電気通信番号通知)

第 36 条 無線利用回線からの音声通信（料金表に規定する国内通信に限るものとし、別に定める方法により行う通信を除きます。）については、その第 1 種音声通信番号（緊急通報番号（電気通信番号規則に規定する緊急通報番号（110 番、118 番又は 119 番）をいいます。以下同じとします。）をダイヤルして行う音声通信については、その第 2 種音声通信番号とします。）を着信先の電気通信回線へ通知します。

ただし、次の通信については、この限りではありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
 - (2) 料金表に定める発信電気通信番号非通知機能の提供を受けている通信（通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信及び緊急通報番号をダイヤルして行う音声通信を除きます。）
 - (3) その他当社が別に定める通信
- 2 当社は、音声通信番号を着信先の電気通信回線へ通知することに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(通信時間の測定等)

第 37 条 通信時間の測定等については、料金表第 1 表第 2（通信料金）に定めるところによります。

第 8 章 料金等

第 1 節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第 38 条 当社が提供する無線利用型 I P 電話サービスに係る料金は、料金表第 1 表（料金）に規定する月額料金、通信料金及び手続きに関する料金とします。

2 当社が提供する無線利用型 I P 電話サービスに係る工事に関する費用は、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する工事費とします。

第 2 節 料金の支払義務

(月額料金の支払義務)

第 39 条 無線利用型 I P 電話契約者は、その無線利用型 I P 電話契約に基づいて当社が無線利用型 I P 電話サービス又は付加機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除又は付加機能の廃止があった日までの期間について、料金表第 1 表第 1（月額料金）に規定する料金のうち月額で規定されているもの（以下「月額料金」といいます。）の支払

いを要します。

ただし、料金表第1表第1（月額料金）に別段の定めがある場合はその定めるところによります。

2 前項の期間において、利用停止等により無線利用型 I P 電話サービス又は付加機能を利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止（第 17 条（無線利用型 I P 電話サービスに係る利用限度額）第 4 項に基づき、利用限度額を超えたことにより、無線利用型 I P 電話サービスの提供を行わない場合を含みます。）があったときは、無線利用型 I P 電話契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、無線利用型 I P 電話契約者は、次の場合を除き、無線利用型 I P 電話サービス又は付加機能を利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

| 区 別 | 支払いを要しない料金 |
|---|---|
| 1 無線利用型 I P 電話契約者の責めによらない理由により、その無線利用型 I P 電話サービス又は付加機能を全く利用できない状態（当該サービス又は機能に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2 欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき ただし、利用できない状態が無線利用型 I P 電話契約者の都合により連続する場合を除きます。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその無線利用型 I P 電話サービス又は付加機能についての月額料金 |
| 2 当社の故意又は重大な過失により、その無線利用型 I P 電話サービス又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその無線利用型 I P 電話サービス又は付加機能についての月額料金 |

3 本条第 2 項第 2 号の表の適用にあたり、料金表第 1 表第 1（月額料金）に定めるユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、支払いを要しない料金の対象としません。

4 当社は、支払いを要しないこととされた月額料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（通信料金の支払義務）

第 40 条 無線利用型 I P 電話契約者は、音声通信について、第 37 条（通信時間の測定等）及び料金表に定める規定に基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

2 無線利用型 I P 電話契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第 1 表第 2（通信料金）に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、無線利用型 I P 電話契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

3 次の通信については、第 1 項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。

(1) 緊急通報番号をダイヤルして行う音声通信

(2) 電気通信サービスに関する問い合わせ、申込み等当社の業務のために、それぞれの業務を行う無線利用型 I P 電話サービス取扱所等との通信であって、当社の指定したものへの通信

（手続きに関する料金の支払義務）

第 41 条 無線利用型 I P 電話契約者は、無線利用型 I P 電話契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表第 3（手続きに関する料金）に規定する契約事務手数料の支払いを要します。

ただし、手続きの着手前にその無線利用型 I P 電話契約の申込みの取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

第 42 条 無線利用型 I P 電話契約者は、無線利用型 I P 電話契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその無線利用型 I P 電話契約の申込みの取消し若しくは解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、解除等があったときまでに着手した工事の部分について別に算定した額の費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当

額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法及び支払い等

(料金の計算方法及び支払い等)

第43条 料金の計算方法及び支払い等は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第44条 無線利用型IP電話契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第45条 無線利用型IP電話契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から10日以内に支払いがあったときは、この限りではありません。

第5節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第46条 無線利用型IP電話契約者（無線利用型IP電話契約者であって別に定める発信人である者に限ります。以下この条において同じとします。）は、当社が次の債権を譲り受け、それを無線利用型IP電話サービスの料金に合算して請求することを承認していただきます。

この場合において、債権譲受に係る当社及び協定事業者は、無線利用型IP電話契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(1) 別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスの料金に係る債権

2 前項に規定する当社が譲り受けた債権の取扱いについては、当社が提供する無線利用型IP電話サービスの料金の取扱いに準じるものとします。

(注) 本条に規定する別に定める発信人は、別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定する発信人をいいます。以下同じとします。

第6節 債権の譲渡等

(債権の譲渡等)

第47条 協定事業者の電気通信サービス（別に定めるものに限ります。）の提供を受けるための契約を締結している者又は公衆電話設備等（協定事業者が設置する公衆電話又はデジタル公衆電話の電話機をいいます。以下同じとします。）の利用者は、料金表の規定に基づき当社が料金額を定める音声通信に係る債権を、当社がその音声通信に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社及びその協定事業者は、協定事業者の電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している者又は公衆電話設備等の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の規定により譲渡する債権額は、料金表の規定に基づいて算定した額とし、その他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

第9章 保守

(無線利用型IP電話契約者の維持責任)

第48条 無線利用型IP電話契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

- 2 前項の規定のほか、無線利用型 I P 電話契約者は、指定端末設備を無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう維持していただきます。

（無線利用型 IP 電話契約者の切分責任）

第 49 条 無線利用型 I P 電話契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が無線利用回線に接続されている場合であつて、当社の無線利用型 I P 電話サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、無線利用型 I P 電話契約者から要請があつたときは、当社は、無線利用型 I P 電話サービス取扱所において別に定める方法により試験を行い、その結果を無線利用型 I P 電話契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、無線利用型 I P 電話契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあつたときは、無線利用型 I P 電話契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（修理又は復旧の順位）

第 50 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第 31 条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる音声通信を確保するため、次の順位に従つてその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条第 1 項第 1 号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

| 順位 | 修理又は復旧する電気通信設備 |
|----|---|
| 1 | 気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 警察機関に提供されるもの 防衛機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの |
| 2 | ガスの供給の確保に直接関係がある機関に提供されるものに係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 別記 16 に規定する基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に提供されるもの 預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの 国又は地方公共団体の機関に提供されるもの（第 1 順位となるものを除きます。） |
| 3 | 第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの |

第 10 章 損害賠償

（責任の制限）

第 51 条 当社は、無線利用型 I P 電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかつたとき（その提供をしなかつた原因が本邦のケーブル陸揚げ局又は固定衛星地球局より外国側における支障であるときを除きます。）は、その無線利用型 I P 電話サービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての音声通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態をなる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知つた時刻から起算して、第 39 条（月額料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、当該無線利用型 I P 電話契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、無線利用型 I P 電話サービスが全く利用できない状態にあることを知つた時刻以後のその状態が連続した時間（第 39 条（月額料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該 I P 電話サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表に規定する月額料金（料金表第 1 表第 1（月額料金）に定めるユニバーサルサービス料及び電話リレーサー

ビス料を除きます。)

(2) 料金表第1表第2(通信料金)に規定する通信料金(無線利用型IP電話サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
- 4 当社の故意又は重大な過失により無線利用型IP電話サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。
- 5 前項までの規定にかかわらず、電気通信設備の障害、業務上の過誤その他発信者の責めに帰することができない事由により、国際通信に中断等があったときは、発信者は、直ちにその旨を当社に申告していただきます。
- 6 当社は、前項の規定により中断等の申告を受けた国際通信の通信時間を、第37条(通信時間の測定等)の規定に従って調整します。
- 7 第5項の場合において、発信者の責めに帰することができない事由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その国際通信に係る請求書の発行日から起算して6か月以内に限り、申告に応じ、前項の調整すべき通信時間に対応する通信料金を減額又は返還します。

(免責)

第52条 当社は、この約款の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第11章 雑則

(他の電気通信事業者との利用契約の締結)

第53条 無線利用型IP電話契約の申込みの承諾を受けた者は、別に定める電気通信事業者が定める契約約款の規定に基づいて、その電気通信事業者との利用契約を締結したことになります。

ただし、無線利用型IP電話契約の申込みの承諾を受けた者から、その電気通信事業者との利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により利用契約を締結した無線利用型IP電話契約者は、サービスの利用があったときは、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要します。

ただし、その無線利用型IP電話契約者が、その利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(注) 本条において、当社が利用契約を締結したこととする電気通信事業者は、別紙1に定めるところによります。

(承諾の限界)

第54条 当社は、無線利用型IP電話契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(書面等の提出等)

第54条の2 無線利用型IP電話契約者又は無線利用型IP電話契約の申込みをする者(承継等の手続きをする者を含みます。)は、当社が承認した場合、当社所定の書面等の提出等に代えて、当社指定の方法(電磁的方法やインターネットを経由して当社所定の書式を無線利用型IP電話サービス取扱所等へ送信する方法を含みます。)により提出等を行うことができます。

(利用に係る無線利用型IP電話契約者の義務)

第55条 無線利用型IP電話契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 指定端末設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線状その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護の必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他音声通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

- (3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - (4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、無線利用回線又は指定端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (5) 当社が貸与しているUSIMに登録されている情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
 - (6) 当社が貸与しているUSIMを指定端末設備から取りはずさないこと。
 - (7) 当社が貸与しているUSIMを善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (8) 無線利用回線又は当社が貸与しているUSIMを、業として又は他人の通信を媒介する態様で無線利用型IP電話契約者以外の者の用に供しないこと。
- 2 無線利用型IP電話契約者は、前項の規定に違反して当社が貸与しているUSIMを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(無線利用型IP電話契約者からの指定端末設備の設置場所の提供等)

第56条 指定端末設備の設置場所の提供等については、別記12に定めるところによります。

(協定事業者等からの通知)

第57条 当社は、無線利用型IP電話契約者が第19条（無線利用型IP電話契約者が行う無線利用型IP電話契約の解除）に定める解除の通知を行わなかった場合は、別に定める協定事業者から、音声通信番号に係る無線利用型IP電話契約者の氏名及び住所等について、通知を受けることがあります。

(協定事業者への通知)

第58条 当社は、第53条（他の電気通信事業者との利用契約の締結）第1項に規定する電気通信事業者から請求があったときは、その電気通信事業者と当該規定に定める利用契約を締結している無線利用型IP電話契約者の氏名、住所及び第1種音声通信番号を通知することがあります。

第59条 削除

第60条 削除

(郵送等による無線利用型IP電話契約者への通知)

- 第61条 当社は、当社から無線利用型IP電話契約者へ個別に郵送等の通知を行う場合において、届出のあった無線利用型IP電話契約者の住所への送付をもって、その通知を行ったものとします。
- 2 当社は、前項の場合において、当社の故意又は重過失がある場合を除き、通常到達すべき時に通知がなされたものとします。

(電話帳)

第62条 当社は、無線利用型IP電話契約者から請求があったときは、別記2に定めるところにより、当社が付与した第1種音声通信番号を電話帳（別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に掲載します。

(電話番号案内)

第63条 当社は、無線利用型IP電話契約者から請求があったときは、当社が付与した第1種音声通信番号について、第64条（当社電話番号案内）及び別に定める協定事業者の契約約款に定める電話番号案内において案内を行います。

(当社電話番号案内)

- 第64条 当社は、無線利用型IP電話サービスについて、当社又は別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内（以下「当社電話番号案内」といいます。）を行います。
- 2 前項に規定するほか、当社電話番号案内に係る料金その他の提供条件は、電話サービス等契約約款に規定するものを準用することとします。

(番号情報の提供)

第65条 当社は、当社の番号情報（電話帳掲載、電話番号案内又は当社電話番号案内に必要な情報（第62条（電話帳）及び第63条（電話番号案内）の規定により電話帳掲載、電話番号案内及び当社電話番号案内を行うこととなった第1種音声通信番号に係る情報に限ります。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データ

ベース（番号情報を収容するために当社が別に定める協定事業者が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。）に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する協定事業者が、電話帳発行、電話番号案内又は当社電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限りです。）に提供します。

（注1）本条第2項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

（注2）本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

（注3）当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

（注4）本条第2項について、電話番号案内のみを行うものとした場合は、その番号情報を電話番号案内の目的に限定して電気通信事業者等が利用する場合に限り提供するものとします。

（特約条項等）

第 66 条 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、無線利用型 I P 電話契約者に対して別に定める提供条件（以下「特約条項等」といいます。）で、無線利用型 I P 電話サービスの提供をすることがあります。

この場合、当社と無線利用型 I P 電話契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

（法令に規定する事項）

第 67 条 無線利用型 I P 電話サービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

（注）法令に定めのある事項については、別記 3 から 11 までに定めるところによります。

第 12 章 附帯サービス

（附帯サービス）

第 68 条 無線利用型 I P 電話サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 13 から 15 に定めるところによります。

別記

1 無線利用型IP電話サービスの提供区間

当社が提供する無線利用型 I P 電話サービスの提供区間は、次のとおりとします。

- ア 無線利用回線の終端相互間のもの
- イ 無線利用回線の終端から相互接続点又はサービス接続点（無線利用型 I P 電話サービスに係る電気通信設備と別に定める当社の電気通信サービスとの接続点をいいます。以下同じとします。）間のもの
- ウ 無線利用回線の終端から本邦外の別紙 2 に定める地域（以下「取扱地域」といいます。）間のもの

2 電話帳

- (1) 当社は、無線利用型 I P 電話契約者から請求があったときは、無線利用型 I P 電話契約者の氏名、住所及び第 1 種音声通信番号等を電話帳に掲載します。
- (2) 電話帳の普通掲載、掲載省略及び重複掲載その他の取扱いについては、電話サービス等契約約款の規定を準用するものとします。

3 自営端末設備の接続

- (1) 無線利用型 I P 電話契約者は、その無線利用回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その無線利用回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第 7 号又は第 14 号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その自営端末設備が、無線設備規則に適合しないとき。
 - イ その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - ウ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第 7 号又は第 14 号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 無線利用型 I P 電話契約者は、工事担当者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担当者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 無線利用型 I P 電話契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 無線利用型 I P 電話契約者は、その無線利用回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます

4 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、無線利用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、無線利用型 I P 電話契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、無線利用型 I P 電話契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、無線利用型 I P 電話契約者は、その自営端末設備を無線利用回線から取りはずしていただきます。

5 自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

- (1) 無線利用型 I P 電話契約者は、その無線利用回線に接続されている自営端末設備（指定端末設備に限ります。以下この別記 5 において同じとします。）について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下同じとします。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
- (2) 当社は、(1)の修理等が完了したときは、その自営端末設備について電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、無線利用型 I P 電話契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) (2)の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、無線利用型 I P 電話契約者は、その自営端末設備の無線利用回線への接続を取りやめていただきます。

6 自営端末設備の電波法に基づく検査

自営端末設備（指定端末設備に限ります。）の電波法の規定に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記5の(2)及び(3)の規定に準ずるものとします。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 無線利用型 I P 電話契約者は、その無線利用回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その無線利用回線に自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。
 - イ その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - ウ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 無線利用型 I P 電話契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 無線利用型 I P 電話契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 無線利用型 I P 電話契約者は、その無線利用回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

無線利用回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記4の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 無線利用型IP電話契約者に係るパーソナルデータの利用

- (1) 当社は、無線利用型 I P 電話契約者に係るパーソナルデータ（個人に関するすべてのデータを意味し、個人情報保護法における個人情報には限られません。以下同じとします。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
 - (2) 無線利用型 I P 電話サービスに係る指定端末設備の交換又は故障の修理を行う場合、別に定める端末設備事業者（指定端末設備の交換又は故障の修理を行う事業者をいいます。以下同じとします。）は、指定端末設備識別番号（指定端末設備を識別するための数字等の組合せをいいます。）のパーソナルデータを取得し、その端末設備事業者のプライバシーポリシーに従って取り扱います。
 - (3) 当社は、前号に定める修理の状況を、前号に定める端末設備事業者から取得することができるものとします。
 - (4) パーソナルデータの取扱いに関して、この約款に別段の定めがあるときは、プライバシーポリシーの定めに関わらずこの約款の定めるところによります。
- (注) 別に定める端末設備事業者は、日本裕展貿易株式会社をいいます。

11 電気通信番号の利用

無線利用型 I P 電話契約者は、第36条（発信電気通信番号通知）の規定等により通知を受けた音声通信番号の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

12 無線利用型IP電話契約者からの指定端末設備の設置場所の提供等

指定端末設備を設置するために必要な場所及び指定端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、その無線利用型 I P 電話契約者から提供していただきます。

13 電子媒体による請求額情報の通知等

- (1) 当社は、無線利用型 I P 電話サービスについて、その無線利用型 I P 電話サービスの料金等の請求額情報（その無線利用型 I P 電話契約者に係る無線利用型 I P 電話サービスの料金等の請求額及びその内訳をいいます。以下同じとしま

- す。)を、請求額情報蓄積装置（請求額情報を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報等を通知する取扱いを行います。
- (2) 当社は、(1)に規定する請求額情報蓄積装置に、その無線利用型 I P 電話契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を無線利用型 I P 電話契約者に通知したものとします。

14 請求書の発行

- (1) 当社は、無線利用型 I P 電話契約者から支払い方法の登録がなされるまでの間、無線利用型 I P 電話サービスの料金及び工事に関する費用に係る請求書を発行します。
- (2) (1)のほか、当社は、無線利用型 I P 電話契約者が、この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、請求書を発行します。
- (3) 無線利用型 I P 電話契約者は、(1)又は(2)に規定する請求書の発行を受けたときは、料金表第 1 表第 4（附帯サービスに関する料金）に規定する請求書発行手数料の支払いを要します。

15 天気予報サービス等

当社は、次により天気予報サービス、時報サービス、災害用伝言ダイヤルサービス及び電報受付機能を提供します。

| 区 別 | 内 容 | 電気通信番号 |
|---------------|--|--------|
| 天気予報サービス | 気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する情報を通知するサービス | 1 7 7 |
| 時報サービス | 日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス | 1 1 7 |
| 災害用伝言ダイヤルサービス | 災害が発生した場合等に、当社が別に定める音声通信について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス | 1 7 1 |
| 電報受付機能 | 別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスへ接続するサービス | 1 1 5 |

16 新聞社等の基準

| 区 分 | 基 準 |
|---------|---|
| 1 新聞社 | 次の基準すべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が 1 の題号について、8000 部以上であること。 |
| 2 放送事業者 | 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者及び同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者 |
| 3 通信社 | 新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社 |

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、無線利用型 I P 電話契約者がその無線利用型 I P 電話契約に基づき支払う月額料金は暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
ただし、第 1 表第 1 (月額料金) に特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。
 - (1) 暦月の初日以外の日に無線利用型 I P 電話サービス又は付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の末日以外の日に無線利用型 I P 電話サービスの解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 暦月の初日以外の日に月額料金の額の改定があったとき。この場合改定後の月額料金は、その改定があった日から適用します。
 - (4) 第 39 条 (月額料金の支払義務) 第 2 項第 2 号の表の規定に該当するとき。
- 3 2 の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第 39 条 (月額料金の支払義務) 第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 当社は、無線利用型 I P 電話契約者がその無線利用型 I P 電話契約に基づき支払う通信料金は、料金月 (1 の暦月の起算日 (当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。) から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。約款及び以下料金表において同じとします。) に従って計算します。ただし、無線利用型 I P 電話契約者から請求があったとき、その他当社が必要と認めるときは、その音声通信 (当社が別に定めるものに限り) に係る通信料金について、随時に計算することがあります。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、4 の規定の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。この場合において、第 1 表 (料金) に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(料金の支払い)

- 7 無線利用型 I P 電話契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関又は無線利用型 I P 電話サービス取扱所等において支払っていただきます。

(料金の一括払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7 の規定にかかわらず、無線利用型 I P 電話契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 9 当社は、料金又は工事に関する費用について、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注) 当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 10 第 39 条 (月額料金の支払義務) から第 42 条 (工事費の支払義務) の規定その他この約款の規定により支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額 (税抜価額 (消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)) とします。) に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については当社が別に定めるところによります。

この場合において、当社は、消費税法第 63 条に定めるところにより、必要に応じて税込価額 (税抜価額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。) を併記します。

(注) 当社は、税込価額を併記する場合、括弧内にその額を記載するものとします。

- 11 10 の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、無線利用型 I P 電話契約者への請求額とこの約款に定める税込価

額が異なる場合があります。

12 10の規定にかかわらず、国際通信に係るものについては消費税相当額を加算しないものとします。

(料金等の臨時減免)

13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の無線利用型 I P 電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 料金
第1 月額料金
1 適用

月額料金の適用については、第39条（月額料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 月 額 料 金 の 適 用 | |
|--|--|
| <p>(1) 特定サービスの契約の締結を条件とする無線利用型 I P 電話サービスの基本料に関する取扱いの適用 (商品名 : でんわまとめて割)</p> | <p>ア 当社は、無線利用型 I P 電話契約者からの申出により、特定サービス（当社又は当社より電気通信役務の提供を受けて電気通信サービスを提供する電気通信事業者の電気通信サービスであって別に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）の契約の締結を条件とする無線利用型 I P 電話サービスの基本料に関する取扱い（以下「セットセイバー」といいます。）を行います。</p> <p>イ セットセイバーとは、無線利用型 I P 電話契約者が、特定サービスの契約を締結し、その特定サービスに係る契約者回線等を登録することを条件に、1の無線利用回線ごとに、基本料から月額480円（税込528円）を減額して適用することをいいます。</p> <p>ウ セットセイバーの適用を開始する場合においては、その申込みの承諾を受けた日（申込みの承諾を受けた日に無線利用型 I P 電話サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む暦月から開始することとし、その次暦月以降においても無線利用型 I P 電話契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。セットセイバーの終了の申込みがあった場合は、その終了の申込日を含む暦月の前月の末日（その終了の申込日が暦月の末日である場合はその日とします。）まで、セットセイバーを適用します。</p> <p>エ 無線利用型 I P 電話契約者は、イの規定により登録した契約者回線等を、イに規定する要件を満たす場合において変更することができます。</p> <p>オ 当社は、次の場合にはセットセイバーの終了の申込みがあったものとして取り扱います。この場合、（イ）の規定に基づき終了したときは、その終了の申込日が属する暦月の初日（その終了の申込日が暦月の末日である場合はその日を含む暦月の翌月の初日とします。）からセットセイバーの適用がなかったものとして取り扱います。</p> <p>（ア） セットセイバーの適用を受けている無線利用型 I P 電話契約の解除があったとき。</p> <p>（イ） 無線利用型 I P 電話契約者がイに規定する要件を満たさなくなったとき。</p> <p>カ 当社は、暦月の初日以外の日無線利用型 I P 電話サービスの提供の開始があったとき又は暦月の末日以外の日無線利用型 I P 電話サービスの契約の解除があったときは、セットセイバーに係る減額する額をその利用日数に応じて日割します。</p> |
| <p>(2) ユニバーサルサービス料の適用</p> | <p>ア 当社は、第1種音声通信番号について2（料金額）に規定する(2)ユニバーサルサービス料（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。以下同じとします。）を適用します。</p> <p>イ ユニバーサルサービス料は、暦月の末日において当社が無線利用型 I P 電話契約者に付与している第1種音声通信番号に限り適用します。</p> <p>ウ 当社はユニバーサルサービス料について、通則2に規定する日割を行いません。</p> |
| <p>(2)の2 電話リレーサービス料の適用</p> | <p>ア 当社は、番号等について、1の番号等ごとに2（料金額）に規定する(3)電話リレーサービス料（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年省令第110号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。以下同じとします。）を適用します。</p> <p>イ 電話リレーサービス料は、当社ホームページ等で定める暦月の末日において当社が電話等契約者に付与している番号等に限り適用します。</p> <p>ウ 当社は、電話リレーサービス料について、通則5に規定する日割を行いません。</p> |
| <p>(3) 複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用</p> | <p>ア 当社は、1の無線利用回線について次に定める要件を満たす場合は、その日よりイに定める料金の取扱い（以下「オプションパック」といいます。）を行います。</p> <p>（ア） 無線利用型 I P 電話契約者が、イの表に定める付加機能（以下「指定付加機能」といいます。）を2以上利用していること。</p> <p>（イ） 無線利用型 I P 電話契約者が、セットセイバーの申込みの承諾を受けていること。</p> <p>（ウ） 無線利用型 I P 電話契約者によるセットセイバーの終了の申込みがなされていないこと。</p> <p>イ オプションパックとは、利用している指定付加機能のうち、次表の順位において上位2の付加機能（以下「対象機能」といいます。）について、2（料金額）(4)付加機能使用料に定めるそれぞれの料金額に代えて、月額280円（税込308円）（対象機能に係る付加機能使用料の合計額とします。）を適用することをいいます。</p> |

| 順位 | 指定付加機能 |
|----|----------------|
| 1 | 自動着信転送機能 |
| 2 | 発信電気通信番号表示機能 |
| 3 | 通話中着信機能 |
| 4 | 発信電気通信番号通知要請機能 |
| 5 | 迷惑通信おことわり機能 |

ウ 当社は、次の場合には、その日にオプションパックの適用は終了したものと取り扱います。

ただし、(ウ)の場合(同暦月中に(ア)が生じない場合に限り)については、その終了の申込日が属する暦月の初日(その終了の申込日が暦月の末日である場合はその日を含む暦月の翌月の初日とします。)からオプションパックの適用がなかったものとして取り扱います。

(ア) オプションパックの適用を受けている無線利用型 I P 電話契約の解除があったとき。

(イ) 利用している指定付加機能が 1 以下となったとき。

(ウ) セットセイバーの終了の申込みがあったとき。(ア)の場合を除きます。)

エ オプションパックの適用を受けている無線利用型 I P 電話契約について、指定付加機能の申込み又は廃止があったときは、イの表に規定する順位に従って対象機能を決定します。この場合に、その申込み又は廃止により対象機能の変更があったときは、それぞれの指定付加機能へのオプションパックの適用は、当該指定付加機能が対象機能となる日から対象機能でなくなった日までとします。

オ 当社は、オプションパックの適用開始、適用終了又は対象機能の変更に伴い、次の月額料金の適用開始が暦月の初日以外又は適用終了が暦月の末日以外に生じた場合には、それぞれの適用日数に応じて日割します。

(ア) イに規定する月額料金

(イ) 2 (料金額) (4) 付加機能使用料に規定する付加機能使用料

2 料金額

(1) 基本料

| 区 分 | 単 位 | 料金額 (月額) |
|-----------------------|--------------|--------------------|
| 無線利用型 I P 電話サービスに係るもの | 1 の無線利用回線ごとに | 980円 (税込1,078円) |

(2) ユニバーサルサービス料

| 区 分 | 単 位 | 料金額 (月額) |
|-------------|-------------------|----------------|
| ユニバーサルサービス料 | 1 の第 1 種音声通信番号ごとに | 2円 (税込2.2円) |

(3) 電話リレーサービス料

| 区 分 | 単 位 | 料金額 (月額) |
|------------|-------------------|----------------|
| 電話リレーサービス料 | 1 の第 1 種音声通信番号ごとに | 1円 (税込1.1円) |

(4) 付加機能使用料

| 区 分 | 単 位 | 料金額 (月額) |
|---------------------|--|----------|
| 1 限定 通信 機能 | 利用者あらかじめ指定した無線利用回線について、その第 1 種音声通信番号を利用して行う本邦外への発信を規制する機能をいいます。 | — |
| 備 考 | (1) 無線利用型 I P 電話契約者が、当該無線利用型 I P 電話契約において、その無線利用回線を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、1 の無線利用回線ごとに、1 の機能を提供します。 (3) 前 2 項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の限定通話等機能に規定するものを準用することとします。 | — |

| | | | | |
|---|---------------|--|---|------------------|
| 2 | 発信電気通信番号非通知機能 | あらかじめ指定した無線利用回線から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）について、その第1種音声通信番号を着信先の無線利用回線、契約者回線等又はその他の電気通信回線へ通知しないようにする機能をいいます。 | — | — |
| | | 備考 | (1) 無線利用型IP電話サービスの無線利用型IP電話契約者が、当該無線利用型IP電話契約において、その無線利用回線を指定するときに限り提供します。 (2) 当社は、1の無線利用回線ごとに、1の機能を提供します。 (3) 前2項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の発信電気通信番号非通知機能に規定するものを準用することとします。 | |
| 3 | 発信電気通信番号表示機能 | 無線利用回線へ通知される発信電気通信番号等（発信に係る電話番号等（音声通信番号を含みます。以下同じとします。）その他当社及び協定事業者が別に定める番号をいいます。以下同じとします。）を受信することができる機能をいいます。 (商品名：番号表示サービス) | 1の無線利用回線ごとに | 400円 (税込440円) |
| | | 備考 | (1) 当社は、1の無線利用回線ごとに、1の機能を提供します。 (2) 前項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の発信電気通信番号表示機能に規定するものを準用することとします。 | |
| 4 | 通信中着信機能 | 利用者があらかじめ指定した無線利用回線について、その回線が通信中である場合に他から着信があることを知らせ、その無線利用回線に接続されている端末設備のフックボタン等の操作により、通信中の通信を保留にし、その着信に応答して通信を行った後再び保留中の通信を行うことができるようにする機能をいいます。 (商品名：キャッチ電話サービス) | 1の無線利用回線ごとに | 300円 (税込330円) |
| | | 備考 | (1) 当社は、1の無線利用回線ごとに、1の機能を提供します。 (2) 前項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の通話中着信機能に規定するものを準用することとします。 | |
| 5 | 自動着信転送機能 | 利用者があらかじめ指定した無線利用回線について、その回線（第1種音声通信番号により識別されるものに限り）に着信する通信を自動的に端末設備のフックボタン等の操作により、他の無線利用回線又は契約者回線等へ転送する機能をいいます。 (商品名：着信転送サービス) | 1の無線利用回線ごとに | 500円 (税込550円) |
| | | 備考 | (1) 当社は、1の無線利用回線ごとに、1の機能を提供します。 (2) この機能に係る音声通信については、発信者からこの機能を利用している無線利用回線への通信と、その無線利用回線から転送先の無線利用回線又は契約者回線等への通信の2の通信として取扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態となった時刻に双方の通信ができる状態になったものとして測定することとします。 | |

| | | | |
|---|----------------|---|---|
| | | <p>(3) 当社は、この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証しないことがあります。</p> <p>(4) 当社は、この機能に係る転送先からその転送される通信について、間違い通信であるため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>(5) 転送方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p> | |
| 6 | 迷惑通信おことわり | <p>利用者があらかじめ指定した無線利用回線について、迷惑通信を防止したい旨の申出があった場合に、登録応答装置（その無線利用回線の無線利用型IP電話契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限り。）を登録し、その登録された電話番号等からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的にを行うために、無線利用型IP電話サービス取扱所に設置される装置をいいます。）を利用して提供する機能をいいます。</p> <p>（商品名：着信お断りサービス）</p> | <p>1の無線利用回線ごとに</p> <p>200円 （税込220円）</p> |
| | 機能備考 | <p>(1) 当社は、1の無線利用回線ごとに、1の機能を提供します。</p> <p>(2) 前項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の迷惑通話等おことわり機能に規定するものを準用することとします。</p> | |
| 7 | 発信電気通信番号通知要請機能 | <p>利用者があらかじめ指定した無線利用回線について、その回線（第1種音声通信番号により識別されるものに限り。）へ発信電気通信番号等が通知されない通信（通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信又は発信電気通信番号非通知機能の提供を受けている契約者回線等又はその他の電気通信回線から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）その他発信者とその発信電気通信番号等を通知しない通信に限り。）に対して、その発信電気通信番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能をいいます。</p> <p>（商品名：番号通知リクエストサービス）</p> | <p>1の無線利用回線ごとに</p> <p>200円 （税込220円）</p> |
| | 機能備考 | <p>(1) 当社は、1の無線利用回線ごとに、1の機能を提供します。</p> <p>(2) 前項のほか当該機能に係る細目事項については、電話サービス等契約約款の発信電気通信番号通知要請機能に規定するものを準用することとします。</p> | |

第2 通信料金

1 適用

通信料金の適用については、第40条（通信料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 通 信 料 金 の 適 用 | | | | | | | | | |
|---------------|--|----------|-------------|----------|--|-------------|---|-------------|------------------------|
| (1) 料金額の設定 | <p>ア 通信料金の料金額は、当社の提供区間と協定事業者又は外国の電気通信事業者の提供区間を併せて、当社が1のものとして定めます。 ただし、無線利用型IP電話サービスから当社の移動体電話設備への通信（当社が別に定めるものに限り、）の取扱いについては、当社の携帯電話サービス又はPHSサービスに係る契約約款に定めるものとします。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、無線利用型IP電話サービスに係る音声通信のうち他社音声通信（別に定める協定事業者の電気通信サービスに係るものをいいます。以下同じとします。）に係る料金額は当該協定事業者が1のものとして定めます。 この場合において、当該他社音声通信の取扱いについては、その協定事業者の契約約款に定めるものとします。</p> <p>ウ 別に定める協定事業者の契約者回線等又は公衆電話設備等から発信し、第2種音声通信番号を利用して無線利用回線に着信する音声通信に係る料金額は、3G通信サービス契約約款に規定する契約者回線等へ行った通信のうち通話モードによる通信に係る通信料の料金額を適用します。 この場合において、当該音声通信の取扱いについては、その協定事業者の契約約款に定めるものとします。</p> | | | | | | | | |
| (2) 音声通信の種類 | <p>ア 音声通信には次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">(1) 国内通信</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">(2) 以外の音声通信</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(2) 国際通信</td> <td style="vertical-align: top;">ア 本邦から外国への音声通信 イ 本邦から発信し、特定衛星携帯端末（インマルサットシステムに係る移動地球局及び当社が別に定める衛星電話システムに係る衛星携帯端末をいいます。以下同じとします。）に着信する音声通信</td> </tr> </table> <p>イ 国内通信には次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">(1) オンネット通信</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">ア 無線利用回線から発信し、無線利用回線（第1種音声通信番号により識別されるものに限り、）に着信する音声通信 イ 無線利用回線から発信し、IP電話サービス契約約款に規定する専用契約者回線等（指定回線を除きます。）又は端末回線に着信する音声通信 ウ 無線利用回線から発信し、当社の契約者回線等（電気通信番号規則に規定する特定IP電話番号により識別されるもの（IP電話サービス契約約款に規定する第1種IP電話サービス及び第7種IP電話サービスに係るものを除きます。）に限り、）に着信する音声通信</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(2) オフネット通信</td> <td style="vertical-align: top;">無線利用回線から発信する(1)以外の音声通信</td> </tr> </table> | (1) 国内通信 | (2) 以外の音声通信 | (2) 国際通信 | ア 本邦から外国への音声通信 イ 本邦から発信し、特定衛星携帯端末（インマルサットシステムに係る移動地球局及び当社が別に定める衛星電話システムに係る衛星携帯端末をいいます。以下同じとします。）に着信する音声通信 | (1) オンネット通信 | ア 無線利用回線から発信し、無線利用回線（第1種音声通信番号により識別されるものに限り、）に着信する音声通信 イ 無線利用回線から発信し、IP電話サービス契約約款に規定する専用契約者回線等（指定回線を除きます。）又は端末回線に着信する音声通信 ウ 無線利用回線から発信し、当社の契約者回線等（電気通信番号規則に規定する特定IP電話番号により識別されるもの（IP電話サービス契約約款に規定する第1種IP電話サービス及び第7種IP電話サービスに係るものを除きます。）に限り、）に着信する音声通信 | (2) オフネット通信 | 無線利用回線から発信する(1)以外の音声通信 |
| (1) 国内通信 | (2) 以外の音声通信 | | | | | | | | |
| (2) 国際通信 | ア 本邦から外国への音声通信 イ 本邦から発信し、特定衛星携帯端末（インマルサットシステムに係る移動地球局及び当社が別に定める衛星電話システムに係る衛星携帯端末をいいます。以下同じとします。）に着信する音声通信 | | | | | | | | |
| (1) オンネット通信 | ア 無線利用回線から発信し、無線利用回線（第1種音声通信番号により識別されるものに限り、）に着信する音声通信 イ 無線利用回線から発信し、IP電話サービス契約約款に規定する専用契約者回線等（指定回線を除きます。）又は端末回線に着信する音声通信 ウ 無線利用回線から発信し、当社の契約者回線等（電気通信番号規則に規定する特定IP電話番号により識別されるもの（IP電話サービス契約約款に規定する第1種IP電話サービス及び第7種IP電話サービスに係るものを除きます。）に限り、）に着信する音声通信 | | | | | | | | |
| (2) オフネット通信 | 無線利用回線から発信する(1)以外の音声通信 | | | | | | | | |
| (3) 通信時間の測定等 | <p>ア 通信時間は、着信者が発信者の呼び出し信号に対して応答したことを示す応答信号を受信した時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了信号を受信した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。 (ア) 回線の故障等音声通信の発信者又は着信者の責めによらない理由により、音声通信の途中で一時音声通信ができなかった時間 (イ) 回線の故障等音声通信の発信者又は着信者の責めによらない理由により、音声通信を打ち切ったときは、その音声通信ごとに適用される料金表に規定する秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>ウ 当社は、アの規定にかかわらず、オンネット通信に係る通信時間については測定しないものとします。</p> | | | | | | | | |

| | |
|---|--|
| <p>(4) 当社の機器の故障により通信時間が正しく算定できなかった場合の料金の取扱い</p> | <p>無線利用型 I P 電話契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、次の方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、無線利用型 I P 電話契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。</p> <p>ア 過去 1 年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した 1 日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> |
| <p>(5) 通信料金の計算方法</p> | <p>当社は、音声通信に係る通信料金については、通信時間に基づいて計算します。</p> |
| <p>(6) 全時間帯における指定音声通信に係る通信料金の取扱いの適用 (商品名 : ホワイトコール 2 4)</p> | <p>ア 当社は、無線利用型 I P 電話契約者の申出により、全時間帯における指定音声通信に係る通信料金の取扱い（以下「クロスセイバー」といいます。）を行います。</p> <p>イ クロスセイバーとは、次に定める要件を満たすことを条件に、1 の無線利用回線ごとに、全時間帯における当社の移動体電話設備（PHS サービスに係るものを除きます。）に着信する国内通信（当社又は S B パートナース株式会社の電気通信サービスに係る契約者回線等に着信するものに限り、以下この欄において「指定音声通信」といいます。）について、2（料金額）の規定にかかわらず、その通信料金の支払いを要しないこととすることをいいます。</p> <p>（ア）無線利用型 I P 電話契約者又はその親族等（当社が別に定める基準を満たすものに限り、以下同じとします。）が、当社の携帯電話サービスに係る契約（旧ワイモバイル株式会社に係るものを除きます。）を締結し、別に定める割引の適用を受けること。</p> <p>（イ）無線利用型 I P 電話契約者又はその親族等が、1 の無線利用回線について（ア）の規定を満たす当社の携帯電話サービスに係る契約者回線等（旧ワイモバイル株式会社に係るものを除きます。）を、1 以上登録すること。</p> <p>ウ クロスセイバーの適用の対象となる音声通信は、次の付加機能を利用した音声通信以外のものに限り、</p> <p>（ア）自動着信転送機能を利用して行った無線利用回線から転送先への音声通信</p> <p>エ クロスセイバーの適用を開始する場合においては、その申込みの承諾を受けた日（申込みの承諾を受けた日に無線利用型 I P 電話サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）を含む料金月の翌料金月（無線利用型 I P 電話契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においても無線利用型 I P 電話契約者から終了の申込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。クロスセイバーの終了の申込みがあつた場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日（無線利用型 I P 電話契約者から特に要請があり、当社の業務上支障がないときは、その請求のあった日）まで、そのクロスセイバーを適用します。</p> <p>オ クロスセイバーの適用を受ける無線利用型 I P 電話契約者は、無線利用型 I P 電話サービスの利用において、次の行為は禁止します。</p> <p>（ア）不特定または多数の第三者の需要に応じて、事業法に定める電気通信役務を反復継続して提供すること。</p> <p>（イ）クロスセイバーに係る無線利用回線の終端において、他の機械を接続すること（（ア）に規定する禁止行為を行っていないことを当社が確認できないときに限ります。）。</p> <p>カ 無線利用型 I P 電話契約者は、イ（イ）の規定により登録した契約者回線等を、イに規定する要件を満たす場合において変更することができます。</p> <p>キ 次の場合にはそのクロスセイバーの終了の申込みがあつたものとして取り扱います。この場合、（ウ）の規定に基づき終了したときは、エの規定にかかわらず、その終了の申込日が属する料金月の初日からクロスセイバーの適用がなかつたものとして取り扱います。</p> <p>（ア）クロスセイバーの取扱いを受けている無線利用型 I P 電話契約の解除があつたとき。</p> <p>（イ）無線利用型 I P 電話契約者がイに規定する要件を満たさなくなつたとき。</p> <p>（ウ）無線利用型 I P 電話契約者がオに規定する禁止行為を行つたと当社が認めたととき。</p> |

ク 当社は、クロスセイバーの適用を受ける無線利用型 I P 電話契約者が、オに規定する禁止行為を行っていないことを確認するため、当社が必要と判断する場合には、クロスセイバーに係る無線利用回線について、調査および検査等を行う場合があります。この場合、無線利用型 I P 電話契約者は、当社の求めに応じ、当該調査および検査等に必要な協力をするものとします。

2 料金額

(1) 国内通信に係るもの

ア オフネット通信に係るもの

(ア) (イ) 及び (ウ) 以外のもの

| 区 分 | 料 金 額 (180.0 秒までごとに) |
|-----------------------|----------------------|
| 無線利用型 I P 電話サービスに係るもの | 7.99 円 (税込 8.789 円) |

(イ) 移動体電話設備への着信に係るもの

| 区 分 | 料 金 額 (60.0 秒までごとに) |
|-----------------------|---------------------|
| 無線利用型 I P 電話サービスに係るもの | 16 円 (税込 17.6 円) |

備考

別に定める電気通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより特定 I P 電話設備（協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則に規定する特定 I P 電話番号により識別される電気通信設備に限ります。以下同じとします。）に着信する通信については、この欄に規定する通信料金を適用します。

(ウ) 特定 I P 電話設備への着信に係るもの

| 区 分 | 料 金 額 (180.0 秒までごとに) |
|-----------------------|----------------------|
| 無線利用型 I P 電話サービスに係るもの | 7.99 円 (税込 8.789 円) |

備考

当社が別に定める特定 I P 電話設備への着信（別に定める電気通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより着信するものを除きます。）に限ります。

(2) 国際通信に係るもの

(単位：円)

| 地域区分 | 料 金 額 (1分までごとに。ただし、アメリカ合衆国及びハワイについては、3分までごとと読み替えて適用します。) |
|-----------------|---|
| アイスランド共和国 | 31 |
| アイルランド | 23 |
| アゼルバイジャン共和国 | 72 |
| アセンション島 | 80 |
| アゾレス諸島 | 39 |
| アフガニスタン・イスラム共和国 | 76 |
| アメリカ合衆国 | 7.99 |
| アラブ首長国連邦 | 55 |
| アルジェリア民主人民共和国 | 47 |
| アルゼンチン共和国 | 55 |
| アルバ | 64 |
| アルバニア共和国 | 47 |
| アルメニア共和国 | 71 |
| アンギラ | 84 |
| アンゴラ共和国 | 48 |

| | |
|----------------|----|
| アンティグア・バーブーダ | 80 |
| アンドラ公国 | 24 |
| イエメン共和国 | 84 |
| イスラエル国 | 31 |
| イタリア共和国 | 23 |
| イラク共和国 | 84 |
| イラン・イスラム共和国 | 84 |
| インド | 84 |
| インドネシア共和国 | 48 |
| ウガンダ共和国 | 55 |
| ウクライナ | 55 |
| ウズベキスタン共和国 | 71 |
| ウルグアイ東方共和国 | 63 |
| 英領バージン諸島 | 56 |
| エクアドル共和国 | 63 |
| エジプト・アラブ共和国 | 80 |
| エストニア共和国 | 39 |
| エスワティニ王国 | 47 |
| エチオピア連邦民主共和国 | 80 |
| エリトリア国 | 80 |
| エルサルバドル共和国 | 47 |
| オーストラリア連邦 | 23 |
| オーストリア共和国 | 31 |
| オマーン国 | 84 |
| オランダ王国 | 23 |
| オランダ領アンティル | 39 |
| オランダ領セント・マーティン | 39 |
| ガーナ共和国 | 72 |
| カーボベルデ共和国 | 80 |
| ガイアナ協同共和国 | 84 |
| カザフスタン共和国 | 72 |
| カタール国 | 84 |
| カナダ | 12 |
| カナリー諸島 | 31 |
| ガボン共和国 | 72 |
| カメルーン共和国 | 80 |
| ガンビア共和国 | 71 |
| カンボジア王国 | 48 |
| ギニア共和国 | 72 |
| ギニアビサウ共和国 | 72 |
| キプロス共和国 | 47 |
| キューバ共和国 | 84 |

| | |
|----------------------|----|
| ギリシャ共和国 | 39 |
| キリバス共和国 | 52 |
| キルギス共和国 | 72 |
| グアテマラ共和国 | 55 |
| グアドループ島 | 80 |
| グアム | 20 |
| クウェート国 | 84 |
| クック諸島 | 52 |
| グリーンランド | 55 |
| クリスマス島 | 44 |
| グレートブリテン・北アイルランド連合王国 | 23 |
| グレナダ | 84 |
| クロアチア共和国 | 55 |
| ケイマン諸島 | 72 |
| ケニア共和国 | 79 |
| コートジボワール共和国 | 80 |
| ココス諸島 | 44 |
| コスタリカ共和国 | 39 |
| コソボ共和国 | 55 |
| コモロ連合 | 80 |
| コロンビア共和国 | 47 |
| コンゴ共和国 | 71 |
| コンゴ民主共和国 | 80 |
| サイパン | 31 |
| サウジアラビア王国 | 84 |
| サモア独立国 | 52 |
| サントメ・プリンシペ民主共和国 | 80 |
| ザンビア共和国 | 71 |
| サンピエール島・ミクロン島 | 52 |
| サンマリノ共和国 | 64 |
| シエラレオネ共和国 | 80 |
| ジブチ共和国 | 80 |
| ジブラルタル | 47 |
| ジャマイカ | 79 |
| ジョージア | 71 |
| シリア・アラブ共和国 | 84 |
| シンガポール共和国 | 31 |
| ジンバブエ共和国 | 72 |
| スイス連邦 | 23 |
| スウェーデン王国 | 23 |
| スーダン共和国 | 71 |
| スペイン | 31 |

| | |
|--------------------|----|
| スペイン領北アフリカ | 31 |
| スリナム共和国 | 84 |
| スリランカ民主社会主義共和国 | 76 |
| スロバキア共和国 | 47 |
| スロベニア共和国 | 47 |
| セーシェル共和国 | 96 |
| 赤道ギニア共和国 | 72 |
| セネガル共和国 | 80 |
| セルビア共和国 | 55 |
| セントクリストファー・ネイビス | 80 |
| セントビンセント・グレナディーン諸島 | 84 |
| セントヘレナ島 | 80 |
| セントルシア | 84 |
| ソマリア民主共和国 | 72 |
| ソロモン諸島 | 52 |
| タークス・カイコス諸島 | 56 |
| タイ王国 | 48 |
| 大韓民国 | 31 |
| 台湾 | 31 |
| タジキスタン共和国 | 63 |
| タンザニア連合共和国 | 80 |
| チェコ共和国 | 47 |
| チャド共和国 | 72 |
| 中央アフリカ共和国 | 72 |
| 中華人民共和国 | 32 |
| チュニジア共和国 | 71 |
| 朝鮮民主主義人民共和国 | 44 |
| チリ共和国 | 39 |
| ツバル | 52 |
| ディエゴ・ガルシア | 48 |
| デンマーク王国 | 31 |
| ドイツ連邦共和国 | 23 |
| トーゴ共和国 | 79 |
| トケラウ諸島 | 52 |
| ドミニカ共和国 | 39 |
| ドミニカ国 | 71 |
| トリニダード・トバゴ共和国 | 56 |
| トルクメニスタン | 64 |
| トルコ共和国 | 47 |
| トンガ王国 | 52 |
| ナイジェリア連邦共和国 | 80 |
| ナウル共和国 | 52 |

| | |
|---------------|------|
| ナミビア共和国 | 80 |
| ニウエ | 52 |
| ニカラグア共和国 | 56 |
| ニジェール共和国 | 71 |
| ニューカレドニア | 52 |
| ニュージーランド | 28 |
| ネパール連邦民主共和国 | 76 |
| ノーフォーク島 | 52 |
| ノルウェー王国 | 23 |
| バーレーン王国 | 80 |
| ハイチ共和国 | 79 |
| パキスタン・イスラム共和国 | 72 |
| バチカン市国 | 23 |
| パナマ共和国 | 56 |
| バヌアツ共和国 | 52 |
| バハマ国 | 39 |
| バプアニューギニア独立国 | 52 |
| バミューダ島 | 52 |
| パラオ共和国 | 47 |
| パラグアイ共和国 | 63 |
| バルバドス | 80 |
| ハワイ | 7.99 |
| ハンガリー共和国 | 39 |
| バングラディシュ人民共和国 | 72 |
| 東ティモール民主共和国 | 48 |
| フィジー諸島共和国 | 52 |
| フィリピン共和国 | 40 |
| フィンランド共和国 | 23 |
| ブータン王国 | 72 |
| プエルトリコ | 40 |
| フェロー諸島 | 64 |
| フォークランド諸島 | 56 |
| ブラジル連邦共和国 | 32 |
| フランス共和国 | 23 |
| フランス領ギアナ | 55 |
| フランス領ポリネシア | 52 |
| ブルガリア共和国 | 55 |
| ブルキナファソ | 80 |
| ブルネイ・ダルサラーム国 | 48 |
| ブルンジ共和国 | 71 |
| 米領サモア | 52 |
| 米領バージン諸島 | 22 |

| | |
|----------------|----|
| ベトナム社会主義共和国 | 48 |
| ベナン共和国 | 80 |
| ベネズエラ・ボリバル共和国 | 55 |
| ベラルーシ共和国 | 64 |
| ベリーズ | 56 |
| ペルー共和国 | 56 |
| ベルギー王国 | 23 |
| ポーランド共和国 | 44 |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 64 |
| ボツワナ共和国 | 80 |
| ボリビア共和国 | 56 |
| ポルトガル共和国 | 39 |
| 香港特別行政区 | 31 |
| ホンジュラス共和国 | 56 |
| マーシャル諸島共和国 | 52 |
| マイヨット島 | 80 |
| マカオ特別行政区 | 40 |
| 北マケドニア共和国 | 64 |
| マダガスカル共和国 | 72 |
| マディラ諸島 | 39 |
| マラウイ共和国 | 71 |
| マリ共和国 | 47 |
| マルタ共和国 | 48 |
| マルチニーク島 | 56 |
| マレーシア | 31 |
| ミクロネシア連邦 | 52 |
| 南アフリカ共和国 | 76 |
| 南スーダン共和国 | 71 |
| ミャンマー連邦 | 48 |
| メキシコ合衆国 | 39 |
| モーリシャス共和国 | 72 |
| モーリタニア・イスラム共和国 | 80 |
| モザンビーク共和国 | 80 |
| モナコ公国 | 24 |
| モルディブ共和国 | 72 |
| モルドバ共和国 | 64 |
| モロッコ王国 | 72 |
| モンゴル国 | 48 |
| モンセラット | 80 |
| モンテネグロ | 55 |
| ヨルダン | 79 |
| ラオス人民民主共和国 | 48 |

| | |
|-------------|-----|
| ラトビア共和国 | 64 |
| リトアニア共和国 | 64 |
| リビア | 72 |
| リヒテンシュタイン公国 | 31 |
| リベリア共和国 | 79 |
| ルーマニア | 63 |
| ルクセンブルク大公国 | 39 |
| ルワンダ共和国 | 80 |
| レソト王国 | 72 |
| レバノン共和国 | 80 |
| レユニオン | 72 |
| ロシア連邦 | 47 |
| ワリス・フテュナ諸島 | 220 |
| 特定衛星携帯 1 | 380 |
| 特定衛星携帯 2 | 280 |
| 特定衛星携帯 3 | 270 |
| 特定衛星携帯 4 | 530 |

第3 手続きに関する料金

1 料金額

| 種 別 | 単 位 | 料 金 額 |
|---------|---------|------------------|
| 契約事務手数料 | 1の契約ごとに | 800円 (税込880円) |

第4 附帯サービスに関する料金

1 料金額

| 種 別 | 単 位 | 料 金 額 |
|----------|--------------------|------------------|
| 請求書発行手数料 | 1の請求書発行について送付1回ごとに | 300円 (税込330円) |

第2表 工事に関する費用

第1 工事費(附带サービスに関するものを除きます。)

1 適用

無線利用型 I P 電話サービスに関する工事費の適用については、第 42 条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

| 工 事 費 の 適 用 | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|-------|-----|------------------|---------------------|------------------|---|-----------------------|--|----------------------------|-------------------------------|------------------|-------------------------|
| (1) 工事費の算定 | 工事費は、工事を要することとなる無線利用型 I P 電話サービス取扱所の交換機操作台等において行う 1 の工事ごとに算定します。 | | | | | | | | | | | | |
| (2) 工事の適用区分 | 無線利用型 I P 電話サービスに係る工事の区分は次のとおりとします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">工事の区分</th> <th style="width: 50%;">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 無線利用回線の設置に係る工事</td> <td>無線利用回線の設置の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>② 無線利用回線の移転に係る工事</td> <td>無線利用回線の移転（第 1 種音声通信番号の変更を要する場合に限ります。）の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>③ 第 1 種音声通信番号の変更に係る工事</td> <td>第 14 条（音声通信番号の変更）に基づいて、第 1 種音声通信番号を変更する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>④ 無線利用型 I P 電話サービスの解除に係る工事</td> <td>無線利用型 I P 電話サービスの解除の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 番号ポータビリティに係る工事</td> <td>一般番号ポータビリティを行う場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> | 工事の区分 | 適 用 | ① 無線利用回線の設置に係る工事 | 無線利用回線の設置の場合に適用します。 | ② 無線利用回線の移転に係る工事 | 無線利用回線の移転（第 1 種音声通信番号の変更を要する場合に限ります。）の場合に適用します。 | ③ 第 1 種音声通信番号の変更に係る工事 | 第 14 条（音声通信番号の変更）に基づいて、第 1 種音声通信番号を変更する場合に適用します。 | ④ 無線利用型 I P 電話サービスの解除に係る工事 | 無線利用型 I P 電話サービスの解除の場合に適用します。 | ⑤ 番号ポータビリティに係る工事 | 一般番号ポータビリティを行う場合に適用します。 |
| 工事の区分 | 適 用 | | | | | | | | | | | | |
| ① 無線利用回線の設置に係る工事 | 無線利用回線の設置の場合に適用します。 | | | | | | | | | | | | |
| ② 無線利用回線の移転に係る工事 | 無線利用回線の移転（第 1 種音声通信番号の変更を要する場合に限ります。）の場合に適用します。 | | | | | | | | | | | | |
| ③ 第 1 種音声通信番号の変更に係る工事 | 第 14 条（音声通信番号の変更）に基づいて、第 1 種音声通信番号を変更する場合に適用します。 | | | | | | | | | | | | |
| ④ 無線利用型 I P 電話サービスの解除に係る工事 | 無線利用型 I P 電話サービスの解除の場合に適用します。 | | | | | | | | | | | | |
| ⑤ 番号ポータビリティに係る工事 | 一般番号ポータビリティを行う場合に適用します。 | | | | | | | | | | | | |
| (3) 工事費の適用除外 | 無線利用回線の設置に係る工事と同時に、付加機能の利用開始に関する工事を行う場合は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、付加機能の利用開始に関する工事について、工事費の支払いを要しません。 | | | | | | | | | | | | |

2 工事費の額

(1) 無線利用型 I P 電話サービスに係るもの

| 区 分 | 工事費の種別 | 単 位 | 工事費の額 |
|----------------------------|---|-------------------|---------------------------|
| ① 無線利用回線の設置に係る工事 | 取扱所内工事費 | 無線利用回線 1 回線ごとに | 1, 000 円 (税込 1, 100 円) |
| ② 無線利用回線の移転に係る工事 | 取扱所内工事費 | 無線利用回線 1 回線ごとに | 1, 000 円 (税込 1, 100 円) |
| ③ 第 1 種音声通信番号の変更に係る工事 | 取扱所内工事費 | 1 の第 1 種音声通信番号ごとに | 2, 500 円 (税込 2, 750 円) |
| ④ 無線利用型 I P 電話サービスの解除に係る工事 | 取扱所内工事費 | 無線利用回線 1 回線ごとに | 1, 000 円 (税込 1, 100 円) |
| ⑤ 番号ポータビリティに係る工事 | | 1 の音声通信番号ごとに | 2, 000 円 (税込 2, 200 円) |
| 備考 | 1 無線利用型 I P 電話サービスの解除に係る工事費については、令和 4 年 6 月 30 日までに無線利用型 I P 電話契約を締結している場合に限り適用します。 2 番号ポータビリティに係る工事費については、次の場合に限り適用します。 (1) 無線利用型 I P 電話契約を締結した場合。 (2) 令和 4 年 6 月 30 日までに無線利用型 I P 電話契約を締結した場合であって、その無線利用型 I P 電話契約の解除があったとき。 | | |

(2) 付加機能に係るもの

| | 区 分 | 単 位 | 工事費の額 |
|-----------------|--------------|----------|---------------------------|
| 付加機能の利用開始に関する工事 | 発信電気通信番号表示機能 | 1 の工事ごとに | 1, 000 円 (税込 1, 100 円) |
| | 通信中着信機能 | 1 の工事ごとに | 1, 000 円 (税込 1, 100 円) |
| | 自動着信転送機能 | 1 の工事ごとに | 1, 000 円 (税込 1, 100 円) |
| | 迷惑通信おことわり機能 | 1 の工事ごとに | 1, 000 円 |

| | | |
|----------------|---------|----------------------|
| | | (税込1,100円) |
| 発信電気通信番号通知要請機能 | 1の工事ごとに | 1,000円 (税込1,100円) |

附 則

(実施期日)

この約款は、平成 29 年 7 月 5 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 27 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 11 月 30 日から実施します。
ただし、全時間帯における指定音声通信に係る通信料金の取扱いの適用のうち、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社の電気通信サービスの廃止については、平成 29 年 12 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 12 月 20 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 5 月 25 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

お従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年9月27日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成31年4月18日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和元年5月22日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年9月27日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和元年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年5月10日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和3年9月1日から実施します。
(P S コミュニケーションズ株式会社のサービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により生じたP S コミュニケーションズ株式会社のサービスに関する債権その他の取扱いについては、なお従前のおとりとします。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

別紙1 他の電気通信事業者との利用契約の締結に係る協定事業者等

| 事業者の名称 | 契約の種類 | 契約約款の名称 |
|------------|---------------------|-------------|
| KDD I 株式会社 | カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約 | 電話サービス等契約約款 |

別紙2 取扱地域

| 地域区分 | 地 域 |
|-------|--|
| アジア | アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、インド、インドネシア共和国、オマーン国、カタール国、カンボジア王国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、スリランカ民主社会主義共和国、タイ王国、大韓民国、台湾、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ネパール連邦民主共和国、バーレーン王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラディッシュ人民共和国、東ティモール民主共和国、フィリピン共和国、ブータン王国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、香港特別行政区、マカオ特別行政区、マレーシア、ミャンマー連邦、モルディブ共和国、モンゴル国、ヨルダン、ラオス人民民主共和国、レバノン共和国 |
| アメリカ | アメリカ合衆国、アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、英領バージン諸島、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティル、オランダ領セント・マーティン、ガイアナ協同共和国、カナダ、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント・グレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ島、ブラグアイ共和国、バルバドス、プエルトリコ、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、米領バージン諸島、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島、メキシコ合衆国、モンセラット |
| ヨーロッパ | アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾレス諸島、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カナリー諸島、ギリシャ共和国、キルギス共和国、グリーンランド、グレートブリテン・北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コソボ共和国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、ジョージア、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルクメニスタン、トルコ共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、ハンガリー共和国、フィンランド共和国、フェロー諸島、フランス共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル共和国、北マケドニア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、ロシア連邦 |
| 大洋州 | オーストラリア連邦、キリバス共和国、グアム、クック諸島、クリスマス島、ココス諸島、サイパン、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニューカレドニア、ニュージーランド、ノーフォーク島、バヌアツ共和国、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国、ハワイ、フィジー諸島共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、ワリス・フテュナ諸島 |

| | |
|--|--|
| アフリカ | アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エスワティニ王国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン |
| 特定衛星携帯 1 | インマルサットM型の無線設備を着信先としうる区域 |
| 特定衛星携帯 2 | インマルサットF l e e t型及びインマルサットB G A N型の無線設備を着信先としうる区域 |
| 特定衛星携帯 3 | 別に定める衛星携帯電話システムに係る衛星携帯端末を着信先としうる区域 |
| 特定衛星携帯 4 | 別に定める衛星携帯電話システムに係る衛星携帯端末を着信先としうる区域 |
| 備考 1 インマルサットシステムに係る移動地球局には、電波法（昭和25年11月30日号外法律第131号。）及び無線設備規則（昭和25年11月30日号外電波監理委員会規則第18号。）に定めるインマルサットM型、インマルサットF l e e t型及びインマルサットB G A N型の区別があります。以下同じとします。 2 特定衛星携帯3及び4に係る別に定める衛星携帯電話システムとは、それぞれスラヤー及びイリジウムをいいます。 3 特定衛星携帯1から4以外の地域区分の中に、特定衛星携帯1から4に係る区域は含まれないものとします。 4 セーシェル共和国については、当分の間、国際通信の取扱いを行いません。 | |